

議案第16号

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立学校施設使用料条例の一部を改正する条例
杉並区立学校施設使用料条例（昭和39年杉並区条例第4号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第1（1）中

屋内運動場	500円	を に改める。
冷暖房設備を有しない屋内運動場	500円	
冷暖房設備を有する屋内運動場	600円	

附 則

- この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区立学校施設使用料条例別表第1（1）に規定する屋内運動場の使用の許可、使用料の納付その他のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
- この条例による改正後の杉並区立学校施設使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

屋内運動場の使用料を改める必要がある。